

『戦時下支那渡航婦女の記』

平尾弘子

序にかえて

「女たちの戦争と平和資料館」に協力して、戦時下、炭鉱や鉱山等、企業の周辺で接客業に従事した朝鮮人女性の動向について調査を行なうべく、主として一九三七年から一九四五年の新聞調査を実施した。

福岡でも戦後六十年以上経た二〇〇六年五月から二〇〇七年一月にかけて、『早よつくろう！「慰安婦」問題解決法・ネットふくおか』のメンバーを中心に大学院生、大学教員を含めた構成員で、福岡日日新聞(西日本新聞の前身)、門司新報(一九三七年終刊)、長崎新聞、糸島新聞の戦時下発行分の調査を行なった。

福岡新聞調査チームは九名

その調査過程のなかから、日本内地から外地の占領地に渡った女性たち—戦時下「支那渡航婦女」(日本から中国大陸に渡り、結果醜業(1)に従事させられた女性たちを当時の内務省の文書では「支那渡航婦女」と記している。)の動向を独自に辿ってみることにする。

1 「支那渡航婦女」の残影

保養所の庭には、桜の樹が何本も植えられていたという。病室の窓から眺める祖国の桜は、女たちの眼にどのように映ったのであろうか。

六十年前、福岡市の近郊、二日市の地に戦争で傷ついた女性たちが、引揚港から秘密裡に運び込まれ、収容されていた。

二日市保養所は、引揚者の救済活動をしていた在外同胞援護会救療部によって、戦時中の愛国婦人会の建物を利用し、一九四六年三月に開設された。引揚の混乱の中で暴行を受け、妊娠した女性の中絶やさらには、性病の治療等まで約一年半にわたって携った。

二〇〇五年九月末、私は、二日市保養所に看護師として勤務した経験をもつ村石正子さんからお話を聞く機会を得た。二日市は、古い温泉街しかない寂しい場所だったと村石さんは、当時を回想する。人目につかぬよう、鄙びた温泉地の奥にその場所は、選定されたのであろう。

村石さんは、この診療所で一人の女性に出会った。穏やかで優しい表情のひとだったという。

ここに運ばれてきた女性たちの多くが、精神と肉体に凄絶な傷を負い、口数も少なく虚無的なまなざしをしていたなかで、にこやかで笑みを絶やさなかったひとの面影は、心に深い印象を残した。

この女性は、性病の治療のため、入所していた。梅毒の三期で粘膜まで損傷し、唇も割れ、皮膚の表面から膿が出ている状態だった。治療といってもまだ当時、抗生剤などなく、毎日、洗浄を行なうばかりだったという。病気のため、髪は既に抜け落ち、坊主頭に布をターバンのように巻きつけていた。入所している他の女性たちも中絶の手術後、しばらく休養すると顔もふっくらとしてきて、看護師が髪を結ってあげたり、化粧品を貸したりすることもあったという。

しかし、どの女性に対しても本名、年齢、出身地など尋ねることはなかった。また、聞く必要もなかった。村石さんは、このひとにも、もちろん聞いていない。当時、二十歳であった村石さんより明らかに年長に見えたという。

ただ、この女性の場合、話の端々から親に身売りされ、国内の遊郭で売春に従事後、外地に行ったら借金も減り、賃金が高くなるという業者の甘言を信じ、大陸に渡り、日本軍の「慰安婦」として狩り出された経歴が自ずと俣られたという。

談話室であや取りに興じたり、他愛のない話をするのだが、辛い過去が表情を曇らせることなどなく、小太りの顔は、いつもにこにこ優しく笑っていたという。あるいは、梅毒が既に脳症にまで進行していたのかもしれない。この世のあらゆるものから背かれ、痛めつけられてきても誰を恨むことなく、なお優しく柔和な表情であった。

このひとは、保養所にいた時、ひょっとしたら生まれて初めて、穏やかな誰にも苛まれることのない日々の幸福を噛みしめていたのかもしれない。なぶりものにされず、殴られず、痛めつけられもせず...この世で初めて取り戻した肉体の自由だったのではないだろうか。

たとえ、忌まわしい病魔に苛まれていてもその表情はもの柔らかく、曇ることはなかったという。

この女性のように業者に様々な手口で移送され、或いは喰いはぐれて外地へ否応なく渡っていった女たちの総数も知れず、その暗澹たる足跡も暗闇に沈んだままだ。ここ数年、戦争の記憶の聞き書きを行ってきたが、その過程でも個人の記憶の中に長い年月、沈潜してきたこのような日本人女性たちのわずかな陰影に遭遇してきた。

内地においても「大和撫子を守る防波堤」と目された彼女たちは、戦場においても裸体のまま生死の交錯する苛烈な奔流の中に無防備に追いやられ、打ち捨てられていった。

当時、日本から中国大陸に渡り、結果、「醜業」に従事させられた女性たちを内務省の文書では、「支那渡航婦女」と記している。

(内務省警保局資料《一九三八年十一月四日起案八日施行》「支那渡航婦女に関する件伺」、内務省警保局通牒《一九三八年二月二十三日》「支那渡航婦女の取扱に関する件」、『従

軍慰安婦資料集』編吉見義明 参照)

2 大陸の玄関口 門司港

「博多玉屋で訪問衣や帯や買ってもらった、勿論借となるそうだが私は嬉しい。淋みしいけれ共満州に行って働いて良い物を送ってあげませう。」

これは、長崎県彼杵郡宮村(現佐世保市)出身の若い女性が、満州から来たという男に連れられ、門司港へ向う汽車の車中から妹に宛てた手紙の文面である。(1937.3.9 門司新報)新聞に拠れば、この女性の父親から、一九三七年三月八日、門司水上署に「私、三女が新聞広告に釣られて満州へ誘拐されました」と保護願いが出されている。更に記事は、続く。

「最近筑豊炭田や長崎の炭坑方面には新聞の広告欄を利用して娘誘拐の魔手が伸ばされ彼れ等は門司から日満連絡船に乗船の場合には兄妹とか夫婦とか偽証する者多く、門司水上署防犯係では『春の波止場』を守るため一段と検索を嚴重に行ふと」

その後、この女性の身の顛末について、新聞は何も記していない。(1937.3.9 門司新報)

同年、七月七日盧溝橋事件が起こり、中国戦線は泥沼化の様相を呈していった。そして、戦線の拡大と共に一九三七年末から一九三八年にかけて中国大陸に軍慰安所が、本格的に設置されていくことになる。

大陸情勢が風雲急を告げる一九三八年春、西日本の玄関口となっている門司港の水陸両警察署には、娘の保護願いが、急増していた。(1938.4.21 福岡日日新聞)多い日には十二・三件、平均五・六件保護願いが出されているが、これはあくまで親が、きちんと保護願いを出した場合に限られている。

当時、門司港は、外国航路客船の主要な出港地であり、陸軍船舶部隊支所が置かれた港である。太平洋戦争開戦後は、第一船舶輸送司令部となる。広島の子品と並んで陸軍徴傭船舶の国内での重要な寄港地であった。この港から恒常的に皇軍兵士が海外の戦地に運び込まれていった。

同時に、この大陸への渡航基地は、日本軍「慰安婦」に狩り出された女性たちの移送の拠点でもあったと推測される。

一九四一年九月に完成した日本郵船所有の豪華貨客船三池丸は、竣工後すぐに陸軍に徴傭され、御用船として多くの日本軍兵士を東南アジアや南洋の島々に輸送する任務に就いた。この船は、一九四二年三月から八月にかけて、門司もしくは子品から南方軍総司令部が置かれた昭南(シンガポール)の間を途中の寄港地は異なるが、みたび往復している。(『陸軍徴傭船舶行動調書』厚生省援護局一九六一年十二月一日) 防衛庁防衛研究所図書館

その行程の中の二回の航海で、乗船していた元船員(当時、三池丸の三等給仕)の証言

に抛れば、船底に二十～三十人の朝鮮人女性が押し込められ、厳しい監視の下、昭南へ移送されている。(『季刊戦争責任研究』第51号2006年春季号「慟哭の航路」参照)

3 国外移送・国外誘拐罪

日本から女性をだまして慰安所に連行する行為を旧刑法の「国外移送・国外誘拐罪」(現在の国外移送目的略取・誘拐罪)で有罪と処罰した日本の司法判決が、現在、一件だけ明らかになっている。「国外移送誘拐被告事件」と称されたこの事件は、まず大審院(現在の最高裁)判決(1937年3月5日)が発見され、その後、戸塚悦郎龍谷大学法学部教授(国際人権法)により下級審判決が見出され、判決文の全容が報告されている。

「長崎地方裁判所判決からわかることを要約すれば、同地裁は、被告人らが共謀の上昭和七年(一九三二年)に起こした事件について、上海に設置される海軍の「慰安所」で「醜業」に従事させるために日本内地の女性を騙して誘拐し、これらの女性を長崎港から乗船させて国外に移送したとして有罪と認め厳しく処罰した(判決の言い渡しは事件発生から四年後の昭和一一年(一九三六年)二月)のことである。また、長崎控訴院は、刑期を短縮したものの、基本的にこの地裁判決を支持した。」(『戦時女性に対する暴力への日本司法の対応、その成果と限界』戸塚悦郎 季刊戦争責任研究 2004年春季号、2004年夏季号)

前掲報告によれば、十五名の被害者は、全て長崎県在住の日本人女性で、連行の手口は、いずれも甘言をろうしての就業詐欺行為であった。すなわち、上海での労務が、「醜業」であることを秘し、食堂の女中や女給、仲居等の職をあっせんするとして言葉巧みに海外に移送した後、海軍指定慰安所で性行為を強制した。

長崎地裁判決(1936年2月14日)の直後に白銀の首都を血で染めた二・二六事件が、勃発している。軍部台頭の時代背景から言えば、女性の尊厳に与した極めて良心的な判決と言えよう。

しかし、日本軍「慰安婦」制度の核心に当たる箇所は、この判決でも言及処断されることはなかった。「国外移送誘拐被告事件」は、そもそも上海事変後、同地に開設されたごく初期の段階の海軍指定慰安所に長崎の女性を騙して移送したケースである。当然、推測される軍との共謀関係には、一切、触れられておらず、軍関係者の訴追も行なわれていない。

福岡の新聞調査チーム(第一章参照)では、戦前の日本の司法府で日本軍「慰安婦」制度について唯一、処罰判決を言い渡した地が長崎であり、また近代、「からゆきさん」と言われた海外渡航女性を多く輩出した県でもあることから長崎新聞の調査も行なうことにした。調査の過程で特筆すべき事実が浮彫になってきた。

「国外移送誘拐被告事件」の被告人は十名であるが、その内の首謀者二名は、両名とも当時、長崎市議員を務めていた。大審院で上告が棄却され、有罪が確定した時点でやっと市議員の職を失格している。(長崎新聞 夕刊 1937.3.7)

底辺で手を汚す業者だけが網にかけられたと推測していたが、軍と業者を仲介する議員の存在もあった訳だ。もちろん当時、貸座敷業者等が政界に進出し、既得権を保持しようとするような動きもみられ、この両名は、議員と接客店経営両方を兼ねていたのかもしれない。

長崎新聞(1937.3.7 夕刊)に拠れば、長崎市議員藤田稔、同岡崎安太郎両名は、一九三〇年秋、相携えて上海の魔窟街を見物し、同地に日本婦人専門の魔窟街を造ることを思いつき、上海事変後、その鎮静を待って上海に渡ったとある。

長崎市議員二名が相携えて事変後、上海を訪れた時点で、上海派遣軍と何らかの形で接触があったのではなかろうか。

この事件に対し、大審院で有罪が宣告された一年後、内務省警保局と陸軍兵務局から相次いで「支那渡航婦女」に関し、通牒が発せられている。(内務省警保局通牒「支那渡航婦女の取扱いに関する件」1938年2月23日)(陸軍兵務局兵務課通牒「軍慰安所従業婦等募集に関する件」1938年3月4日)軍も内務省も「軍慰安所従業婦」募集に関し、深刻な問題が生じていることを把握していた。

陸軍省兵務局兵務課起案

「軍慰安所従業婦等募集ニ関スル件」

一九三八年三月四日

紀元庁(課名)兵務課

軍慰安所従業婦等募集ニ関スル件

陸支密

副官ヨリ北支方面軍及中支派遣軍参謀長宛通牒案

支那事変地ニ於ケル慰安所設置ノ為、内地ニ於テ之カ従業婦等ヲ募集スルニ当リ故ラ二軍部諒解等ノ名儀ヲ利用シ為ニ軍ノ威信ヲ傷ツケ且ツ一般民ノ誤解ヲ招ク虞アルモノ或ハ従軍記者、慰問者等ヲ介シテ不統制ニ募集シ社会問題ヲ惹起スル虞アルモノ或ハ募集ニ任スル者ノ人選適切ヲ欠キ為ニ募集ノ方法、誘拐ニ類シ警察当局ニ検挙取調ヲ受クルモノアル等注意ヲ要スルモノ少カラサルニ就テハ将来是等ノ募集等ニ当リテハ派遣軍ニ於テ統制シ之ニ任スル人物ノ選定ヲ周到適切ニシ其実施ニ当リテハ関係地方ノ憲兵及警察当局トノ連繫ヲ密ニシ、以テ軍ノ威信保持上並ニ社会問題上遺漏ナキ様配慮相成度依命通牒ス

陸支密第七四五号 昭和拾参年参月四日

通牒の文言に即せば、これ以後、軍は憲兵及び警察との連繫を密にし、本格的に日本軍「慰安婦」募集の統制に乗り出そうとしていった。

4 女性へ大陸に進出せよー新聞広告の陥穽

体の線も鮮やかに華麗なチャイナドレスに身を包んだ女性の後ろ姿が、新聞の紙面を飾っていた。中国人女性かと思えば、新聞の見出しには、「晴れの会場として登場した東亜倶楽部、サーヴィスガールは殆ど筑後むすめ」と大書されている。南京陥落後の南京の夜を彩るこの女性たちの多くが、福岡の田園地帯筑後の出身であるという。(1940.3.21 福岡日日新聞)

「東亜倶楽部」は、南京における在外領事館職員や中国側要人の夜の社交クラブとして蒋介石の国民党政府が使用していた建物を、日本軍が占領後、接收して使用したものである。

福岡は、地理上、大陸の玄関口に位置し、日本の東アジア進出への足場となった地である。

また、国内有数の採炭地を抱え、石炭産業の隆盛は、風俗営業の隆盛ももたらした。しかし、日中戦争が長期化の様相を呈し始め、青壮年男性が兵役に召集されていくなかで、国家総動員体制へ邁進し、国内の歓楽街は、段階的に縮小されていった。このような背景のなか、占領地が拡大するにつれ、接客業婦たちもまた、続々と大陸へ渡っていった。

長崎新聞(1939.10.13)には、大連と長崎を結ぶ近海郵船大連航路淡路丸という船の長崎港からの乗船客の約半数が、相も変わらず 娘子軍 (2)であったという記事が、掲載されている。中国戦線にまず、男たちが投入され、後を追うように女たちも海を渡った。

それは、当時の新聞の求人欄からも伺い知ることができた。外地、特に中国の占領地への女給等の接客業婦の求人が、非常に多い。

一九三九年八月～九月の福岡日日新聞の求人欄には、「女性よ大陸に來れ」「女性へ大陸に進出せよ」など、《娘子軍》 - 文字通り、戦いに付き従う娘たちの軍隊といった趣きの勇ましいスローガンが、紙面に跋扈している。売春に充当させる内地の女性を戦地に大量移送するべく、新聞というメディアがフルに活用されていることがわかる。

思えば、長崎の「国外移送誘拐被告事件」(第三章「国外移送、国外誘拐罪」)の場合も、連行の手段は暴力によるものではなく、あくまでも高給で有利な就職口を斡旋すると騙して海外に移送する就業詐欺行為だった。この事件と同様の被害を惹起するような求人広告を堂々、西日本で有数の発行部数を誇る新聞の求人欄に掲載してもはばかることがない。募集元が 旅館内 と滞在先の宿泊所を指定して募集先の身元が確認できないようにしていたり、調べていくと同じ業者が様々な募集名、募集元を使い分けて徴募しているケースもみられた。

なかには軍との関連をはっきりと明示した求人もある。たとえば、一九四〇年の福岡日日新聞の求人欄には、次のような募集広告が出ている。

2月25日 中支行募集 町尻部隊本部酒保付属第一食堂サービス係嬢数名 年齢

二十歳以上三十歳位迄固定給五十円。別収二百円確実。料理

6月12日 急募中支軍人会館行き 女従業員 満二十一歳以上三十歳迄 月給六十円外月収百円以上 健康者の美人を求む。毎月公休二回 旅費支給。

親権者の承諾を要す。委細面談。遠方の方は写真送付。 新聞舗

9月11日 海軍指定大食堂女給仕数名急募 中支漢口行月収百二十円位。年齢満二十歳以上二十四五歳迄。旅費当方より支給します。親の承諾書入用本人面談。

糸店

このような募集のすべてが就業詐欺行為と断定することはできないが、法外な賃金や別収を提示しているケースは、文字通りの職務であるのかどうか疑惑が生じる。また、その多くが前借に必ずとか親の承諾書が必要など身売りや醜業目的の渡航証明書発給に必要な条件を提示している。さながら新聞が、占領地下の人身売買ネットワークの連絡網を呈する観がある。実際、当時、新聞広告に釣られて娘が誘拐されるというような事件が頻発していたことは、前述のとおりである。(第二章 大陸の玄関口 門司港参照)

また、その多くが前借に必ずとか親の承諾書が必要など身売りや醜業目的の渡航証明書発給に必要な条件を提示している。さながら新聞が、占領地下の人身売買ネットワークの連絡網を呈する観がある。実際、当時新聞広告に釣られて娘が誘拐されるというような事件が頻発していたことは、前述のとおりである。(第二章大陸の玄関口 門司港参照)

5 慰安所・軍施設倶楽部 皇軍の為に働く女性募集

しかし、料理店やカフェ等の一般の接客業婦と慰安所の日本軍「慰安婦」では、女性たちの徴募と振り分けが、実際どうなされていたのか疑問が残る。重複する部分があったのか、或いはまったく別のルートで行なわれていたのかどうか…。日本人女性の場合、接客業婦と日本軍「慰安婦」の徴募に関しては、渾然一体となっていたのではないか。

福岡日日新聞では、一九三七年から一九四五年の間、一件だけ慰安所の募集広告を調査チームで確認することができた。当時、新聞の求人広告でもストレートに慰安所の募集が行なわれていたことは、特筆すべきであろう。

1939.12.12 福岡日日新聞(日刊)

北京軍人慰安所

従業員募集

食堂ガール数名

仲居 数名

コック 数名
面会日十三日午前九時より正午迄
福岡市 町
電話()

さらに一九四一年十月二十日から十一月十八日にかけて、福岡日日新聞の求人欄に南京並びに中支湖州の軍人倶楽部で【皇軍の為に働く】女性の募集広告が掲載されている。

1941.10.20 福岡日日新聞(日刊)
南京軍施設倶楽部行
女給仕人求ム
十七八歳より二十四五歳迄
収入二百円位の見込
詳細は福岡市 町 へ御問合せあれ

1941.10.21 福岡日日新聞(夕刊)
1941.10.23 同上 (夕刊)
南京軍施設倶楽部行
女給仕人至急募集
十七歳より二十三歳位迄
皇軍の為に働く人数名採用履歴書持参本人面談
軍規則書有り
居室食事寝具全部支給
月収百三十円位
詳細は
福岡市 町
方に

1941.11.13 福岡日日新聞(夕刊)
南京行女給急募
軍施設准士官 ホーム
下士官
十八より二十七八歳迄
月収百三十円以上
居室、食事、寝具支給す
旅費一切当方で支給す
詳細本人面談の上決定す
福岡市 町

方へ

1941.11.2 福岡日日新聞(日刊)

1941.11.3 同上(日刊)

1941.11.6 同上(夕刊)

1941.11.9 同上(夕刊)

1941.11.10 同上(日刊)

1941.11.11 同上(夕刊)

1941.11.16 同上(夕刊)

1941.11.17 同上(日刊)

1941.11.18 同上(夕刊)

中支湖州軍人倶楽部行急募

皇軍の為働く女性七名

満二十歳以上三十歳迄

親の承諾書が入ります

旅費一切は当方で支給

固定給他手当支給す

詳細面談 遠方写真送れ

博多駅前矢倉 白濱旅館内

軍人倶楽部責任者 持山牛雄

軍施設倶楽部とは、占領地において、日本軍慰安所を兼ねていたり、内実は、慰安所そのものである場合が多かった。従って軍人倶楽部の女性は、このように内地からの募集に拠る者もいるし、占領地において連行されてきた女性もいたが、様々な戦記にも記載されているとおり、日本軍「慰安婦」に従事させられていた。

これらの一連の募集は、法外な高収入やあるいは軍規則書の設定も明記されていたりするため、日本軍「慰安婦」の徴募とほぼ断定される。さらに一九四一年十一月二日～十一月十八日の求人欄で中支湖州の軍人倶楽部責任者を名乗る人物は、一九三九年から一九四〇年にかけて中支杭州で軍の御用商人として幅を利かせ、ホテルやカフェーを経営していた福岡県出身の男性の足下で、ブローカーとして女給や女中の募集に携っていた。

警察は、同時期、国内では風俗営業の取締り強化をはかり、歓楽街の肅清を断行しながら占領地への募集に関しては、被害の拡大を未然に防ごうとせず、放置、黙認のままだった。「国外移送誘拐被告事件」と同様の犯罪を生む温床が何の規制も受けていなかった。

内務省通牒(支那渡航婦女の取扱に関する件 一九三八年二月二十三日)の言葉に即せば、日本軍占領地へ《特殊の考慮を払い、実情に即する措置を講じ》、看過していたと言われても過言ではない。

警察は、こうして集められた女性に対して、書類の不整備等を黙過し、渡航証明書を発給したのではないかという疑問が生じてくる。

北海道の小樽新聞(1938.3.6? :掲載日問合せ)に当時、次のような記事が掲載された。「北支行娘子軍五人、書類不備のところ、函館署の計らいで、天津に向かう料理屋の女将に1人1300円で託す。このとき警察は1年ぐらいで借金を返せよと送り出す。」

このように辿っていくと中国戦線が拡大し、日中戦争が長期化の様相を呈していった一九三八年という年は、支那渡航婦女の問題に関しても動向著しい年であることがわかる。

この年五月、北海道旭川市の特殊料理屋店主に引き連れられ、四名の芸妓が一路、北京を目指していた。四人のうち三人は、いずれも大正十年もしくは十一年生まれ、当時十五歳から十七歳の年齢の少女たちであった。五月十二日、在山海関副領事佐々木高義氏が、当時の外務大臣広田弘毅氏宛機密文書で、この一行の扱いに関し、上申している。

(「支那渡航婦女の取扱に関する件」1938年5月12日在山海関副領事佐々木高義『従軍慰安婦資料集』)

問い合わせの主旨は、一九三八年二月二十三日付の内務省警保局通牒「支那渡航婦女の取扱に関する件」に拠れば、

「醜業ヲ目的トスル婦女ノ渡航ハ現在内地ニ於テ娼妓其ノ他事実上醜業ヲ営ミ満二十一歳以上」と条件を付しているが旭川の業者に連れられた女性は、四名のうち三名がいずれも二十一歳未満であるのに旭川警察署長発給の身分証明書を所持していたので、余儀なく通過を許可した。しかし、他にも同様のケースがみられ、今後どのように対応していったらよいのか指示を仰ぎたいと述べている。支那渡航婦女の取扱いに関し、きまじめな外交官が、几帳面に上層部に上申を行なってくれた結果、警察の渡航証明書の発給もずさんなものであったことがわかる。

福岡日日新聞の求人欄掲載の一九四一年十月二十日南京軍施設倶楽部の女性募集の広告も年齢は、十七八歳より二十四五歳迄と記載されているし、同じく十一月二日中支湖州の軍人倶楽部の募集も満二十歳以上三十歳迄となっており、厳密には年齢の規定も内務省通牒を遵守していない。

前述したように警察当局は、前掲内務省通牒(一九三八年二月二十三日)通り、「婦女ノ渡航ハ現地ニ於ケル実情ニ鑑ミルトキハ蓋シ必要已ムヲ得ザルモノアリ警察当局ニ於テモ特殊ノ考慮ヲ払ヒ実情ニ即スル措置ヲ講ズルノ要アリト認メラルル」と考え、占領地への女性の送り出しに便宜をはかっていたものと考慮される。

6 国内の歓楽街肅清

福岡県にある津屋崎港は、玄界灘に面した古くからの漁港である。今も海沿いに古い漁港の面影を残す美しい町並みが、残っている。

数年前、「関釜裁判を支援する会」事務局の花房恵美子さんの元に韓国の挺身隊研究会(所)からメールで問い合わせがあり、沖縄に残された戦時中の慰安所経営者の名前の中に津屋崎の業者の名があるので調べてほしいという内容だった。電話帳を繰り、同一名の人のところに一人一人、連絡していったが、手掛かりはつかめず、慌しく来日した挺身隊研究会(所)の研究者に同行し、現地聞き取り調査に向かうことになった。

売春宿があったと言われる場所には、当時の建物は現存せず民家が建っていた。もちろん往時を知る人も少なく、唯一人、町の古老の男性が、そこに五～六人の女性がいたことを覚えていた。しかし、その女性たちも業者とともに支那事変が始まった一九三七年前後、中国へ渡っていき、それ以後、同地には戻ってきていないという。女性たちは、おそらく部隊と一緒に転戦し、中国大陸から沖縄へ渡っていったのであろう。熾烈な沖縄戦の渦中で傷つき、斃れたのか、あるいは戦後まで生き延びることができたのかどうかも不明である。

船待ちの小さな港町の酌婦の女性たちを二十世紀の戦争の奔流の中に追い立てていったものは、何だったのだろうか。漁港には、昔日と変わらぬ海の蒼が、彼方まで拡がっていた。

当時の新聞に眼を通して見て、まず驚かされることがある。それは、紙面に淋病や梅毒といった花柳病の治療薬や民間療法の広告が氾濫していることである。特效薬である抗生物質が開発される以前のことである。中には随分、いかがわしい広告も見られる。

それだけ花柳病は、深く広く女買いを容認する公娼制度下の社会の深部に浸透していたのである。それは、また青壮年男性を囲い込む軍隊という組織にも当然、影響をもたらした。

福岡県の「知事事務引継書」(昭和二十年十月二十七日知事更迭) 福岡県立図書館蔵の花柳病予防の項に性病の壮丁検査成績(昭和十五～十七年)が掲載されている。

昭和十五年度の検査壮丁数二四,九〇七名中患者数二二八名、罹病率 0.91%、十六年度は二五、一五五名中患者数一七五名、罹病率 0.69%、十七年度は二三、一九三名中患者数一二七名、罹病率 0.54%と数値は推移している。

日中戦争が長期化の様相を呈し、花柳病対策は、総動員体制の下、戦争遂行に不可欠となっていた。開戦の翌年、一九三八年四月には、「花柳病予防法」が全面施行された。福岡県下に於いても厚生省の指令で、娼伎を除く各種接客業婦を対象とする花柳病診療所設置が決定した。(1938.6.3 福岡日日新聞)

これは、花柳病の罹患率が、厳格な検閲を義務づけている公娼制度下の娼伎に比し、芸妓や女給、酌婦の方が高い割合を示しているためであった。(1938.2.20 福岡日日新聞)

「花柳病診療所設置に決定」の記事に続いて、「福岡署の魔窟取締先づ〆斡旋者等十二名検挙」の報が、福岡日日新聞に掲載されている。(1938.6.3 福岡日日新聞)この年の五月三日、密淫売を行なった飲食店に対して、営業禁止処分を課すことに福岡県では取締令を定めていた。(『福岡県警察史昭和前編』福岡県警察史編纂委員会)

公娼制の周縁部に在って、それ以上に膨張し、規制のないまま各地に散在していった福岡県下の三等料理屋千六百戸、酌婦六千名(1938.4.21 福岡日日新聞)を始め、カフェー・バーの女給等、警察は、今までこれらの密淫売を公然と黙認してきたにも関わらず、ここにきて一気に粛清の方向に転換していった。

同年、五月八日、福岡県では八年来の重要懸案であった「特殊料理屋営業取締要綱」が公布された。(『福岡県警察史昭和前編』福岡県警察史編纂委員会)これは、俗称、「三等料理屋」と呼ばれる売春宿で、娼妓と同様に前借金に縛られ、張り店で客をとらされる境遇にも関わらず、法の枠外に位置しているため、店主の意のままに搾取されてきた「酌婦」保護と、銃後の保健衛生、すなわち花柳病予防と風紀の粛清を名目に取締要綱が定められた。改革具体案の要旨が、事前に新聞に発表されている。(1938.4.21 福岡日日新聞)概要は、第一に俗に「三等料理屋」と呼ばれていた呼称を「特殊料理屋」とし、第二は散在していた店を一定地域に集積させること、第三に新規営業は不許可とし、第四に酌婦の契約基準を明示すること、第五に張り店は十二時限りとし、花柳病予防に努めることとなっていた。

「日中戦争が長期化しはじめると、政府は戦時体制の強化を図ったが、国民精神総動員はまずその第一段階であった。これ以後、次々に新しい政策を打ち出すことになる。それは同時に、国民精神の高揚を阻害する享楽営業の自粛化であり、これに対する取締りの強化でもあった。」(『福岡県警察史昭和前編』福岡県警察史編纂委員会)

こうして国内歓楽街粛清と花柳病予防の徹底は、戦局の推移と共に段階的に断行されていくことになる。

一九三九年の七月七日、七・七事変記念日より福岡県下においては、貸座敷、特殊料理屋等の営業時間の自粛が、制度化された。(1939.6.21 福岡日日新聞)翌一九四〇年九月二十五日、「新体制」という名の下に奢侈享楽の抑制が強化され、福岡では貸し座敷、カフェー等の新設・譲渡は禁止されることになり、また営業時間の制限も一層厳しくなった。(1940.9.14 ならびに 1940.9.18 福岡日日新聞)さらに日米開戦後の一九四二年一月十日には、「労務調整令」が施行され、芸妓・酌婦・女給など指定された業種では二十五歳以下の女性の雇入は、一切、許可されないこととなる。(1942.1.10 福岡日日新聞)

このように一九三八年から一九四二年にかけて、歓楽街の粛清は、進行していった。福岡市の旧公娼地区新柳町では、一九三七年五十軒を数えた店も一九三九年の正月には、二十九軒に急減している。(『博多風俗史遊里編』井上精三)また、カフェー・バーも一九三一～三二年には、福岡県下に七百三十六軒在ったものが、一九三八年には三百九十六軒に半減した。(1938.4.13 福岡日日新聞)さらに年を追って、戦時体制が一層強化され

ていくと営業そのものが、事実上不可能となった。

福岡県知事事務引継書(昭和二十年十月二十七日知事更迭)に拠れば、一九四五年八月末現在の福岡県下の娼妓数は、四〇六名、酌婦数は、一八三五名であった。一九三八年四月(1938.4.21 福岡日日新聞)の段階で県下に六千名いた酌婦が戦時下、約四千名霧散していったことになる。

しかし、「じごく屋」「魔窟」と恐れられ、やくざめいた業者が牛耳る暗黒の業界が、前借金を棒引きにして、一気に抱え込んでいた女性を解放するだろうか。

7 占領地への排除

六十七年前の新聞の求人欄の片隅に女性の写真が掲載されている。古い新聞で傷みもひどく、マイクロフィルムに保存されているため、女性の表情は、はっきりとは見てとれない。しかし、損耗著しい紙面の中からも奥目がちの困惑気な眼差しが、どこか一点をすぎるようにみつめているのがわかる。

この稼業に就いてから余り歳月が経っていないのだろうか。田舎出の少女の面影が、払拭されていない。身体の特徴として、どもりがあることまで紙面には、記されている。

新聞に懸賞金付の写真が掲載され、地獄の底まで追われ行くこの十八歳の女性には、おそらく無情のこの世に行き場は、どこにも残されていなかったのではなからうか。抱主の元を逃亡した酌婦に多額の懸賞金が付けられ、新聞に写真が掲載されることが、当時、行なわれていたのだ。他にも同様のケースが見られる。逃亡を企てる女性への見せしめの意味合いもあったのだろう。つかまれば、懸賞金は当然のごとく女性の借金に重く加算されたであろう。

しかし、ごく一部の廃娼運動家を別にすれば不条理な身上を救おうとする者などいなかった。作家の小林多喜二は、酌婦であった女性を苦境から救い出し、自立を助けたが、そのような例は稀有であった。それどころか社会は、彼女たちを晒し者にし、地獄の底まで追い立てていこうとした。

困惑した眼差しで正面を見据える女性の窪んだ臉の影に、破壊された人間の実存の哀しみが、宿っているように見えた。

大阪では、自由廃業を求める娼妓たちの駆け込み寺となっていた女子修道院を京都の貸座敷業の男四名が、そこにかくまわれていた娼妓を連れ戻すため襲撃し、婦人十五名に重軽傷を負わせるという事件が発生している。(大阪毎日新聞 1937年2月25日)

やや時代は遡るが、福岡においても一九二四年十月十五日、公娼廃止の講演が予定されていた日本メソジスト福岡教会を博多の公娼街新柳町の関係者が襲撃するという暴力事件や、遊郭から逃げ出した娼妓二名を匿っていた福岡婦人矯風会会長の女性が、暴漢に襲われ、重傷を負うという事件が起きている。(『買春王国の女たち』森崎和江)

このような業者が、前借金を帳消しにして、すんなりと女性を解放するだろうか。内

地のような規制も少なく、膨大な数の日本軍「慰安婦」を欲していた占領地に女性を転売するか、もしくは肅清著しい国内に見切りをつけ、好景気な大陸へ渡ろうとしただろう。それが、日本軍占領地へのおびたしい数の接客業婦募集の広告につながっていったと思われる。紙面を見ていくと、

「国内で喰いはぐれた女は外地へ行け。」

と突きつけられているようにすら感じる。

実際、身売りの際、その多くが親兄弟から断絶され、また村の共同体からも排除された娘に解放されたとして行き場が残されているのだろうか。これらの女性たちは、力づくで連行されたわけではないが、歓楽街の急激な肅清という政府の施策が、事実上、彼女たちを占領地に追い立てる切り札となったのではないか。

津屋崎の小さな漁港の酌婦たちもまた、この大きなうねりに呑みこまれていった。

国内の歓楽街肅清は、表面的にはエネルギー不足、国家総動員体制への締め付けでもあろうが、根本的に国家が捉える売買春制度は、あくまでも兵士を対象としている。ほとんどの兵隊が、戦地に行っている時点で、国内の売春業肅清と占領地への排除は、必然的に起こってきたという印象を受ける。

国内でも最底辺に生きた男性たちが、侵略戦争の初期の段階から下級兵士として最前線へ向かわされたように社会の底辺に喘いでいた女性たちは、日本軍「慰安婦」として占領地に動員された。当時の新聞には、ただいたずらに「女性へ大陸に進出せよ」とか「女性よ大陸に来れ」とか鼓舞する文字が紙面に躍っているが、その内実と結末は、どのように推移していったのであろうか。

国家総動員体制とは文字通り、人間の生命も性もすべてを根こそぎ戦争へ動員していく巨大な機構であった。近代日本の対外侵略の基盤には、兵士に娼妓をあてがい、国家がどちらの側も事実上、身体的拘束を課し、膨張していくという過程が組み込まれていた。

しかし、十五年戦争からの軍隊とセットにした売春業の国営化、軍営化とも言うべき強引な遣り口には、女性が女性であるということの実存の哀しみなど最初から眼中になく、遺忘してきたため、凄まじい矛盾と悲劇を内包していた。

9 日本軍の日本人「慰安婦」

中国東北部の荒野に女たちを乗せた列車が、定期的に来てきたという。何も無い場所であったため、列車の車両がそのまま、慰安所として使用されたという。男たちは、そこに列をなした。

「当時は、今とは時代が違う。今の感覚で当時のことは説明できない。娘の身売りなどざらにあった。」

と、何度も前置きしながら、福岡市内に住む高齢の男性は、兵隊として中国東北部に進

駐していた当時の話を断片だけ語ってくれた。

男性は、私が以前、日本軍「慰安婦」問題について旧日本軍兵士からの聞き取りを雑誌に発表していたことを知り、不意にその話を始めた。抑えた口調ではあったが、

当時のことは、その時代を生きた人間でしかわかりようがない。 -
という強い戒めを言外に含ませていた。そして、また他の多くの人々同様、今さら、六十年以上前の日本軍「慰安婦」問題を検索して、どうなるものでもないという非難の意味も暗にあってだろう。

しかし、女性たちを乗せ、荒涼とした大地を前線の野営地までひた走る列車の記憶は、鮮鋭な影を残して、過去から現在までの空間を突っ切っていく。

一九三九年から一九四二年まで関東軍参謀部第三課兵站班に勤務し、関東軍特種演習(一九四一年七月)の際、軍「慰安婦」配備の事務処理を行なった村上貞夫氏が、作家の千田夏光氏に宛てた書簡の中に次のような記述がある。

「その業者は日本軍師団連隊の出身の兵、下士官除隊者で、その顔と軍下附の御用商人の木札を所持して軍用輸送船、軍用列車、軍用車両そして軍用の食糧を受けて軍の移動先を転々と女を連れて前線まで行く事が出来た訳です。」(元関東軍下士官・村上貞夫氏書簡 『二〇〇〇年女性国際戦犯法廷の記録』第三巻)

さらにこの書簡の前半部では、日本人慰安婦についても述懐している。

「当初日本人慰安婦を集める予定でしたが、何分当時支那事変の最中で多くの日本人慰安婦は支那大陸に渡り、その不足分を朝鮮人慰安婦を集めた訳で、原参謀は七、〇〇〇人と申して居られますが、小生の記憶では三、〇〇〇人位だったと思います。

当時配置表が兵站班事務室の小生のロッカーにマル秘扱いで保管して居りましたが、終戦と共に処分した事と思います。

小生は終戦後復員業務の為、厚生省復員事務官として引揚船にてコロ島まで十数回往復し、復員者、引揚者の指導調査にあたりました。

満州各地で邦人難民が集結移動中ソ連兵の女の供出強要、女探しに困惑した時その任を買って出たのが日本人の慰安婦だったそうです。その犠牲の為多くの一般邦人の婦女が助かり、引揚団長は金品を贈りその労を感謝したと語っていました。」

関東軍特種演習が行なわれた一九四一年七月の段階で既に、もう多くの日本人女性が渡支し、日本軍「慰安婦」に従事させられており、内地からの大量動員が事実上、不可能であったことを示唆している。

日本軍の敗戦後も女性たちの受難が、終わることはなかった。日本軍「慰安婦」に狩り出された女性たちが、敗戦とともにどのように軍に処遇されたのか、その一端を物語る記述が、「蓬莱山吹会」という台湾軍山砲兵第四十八連隊の戦友会発行の戦記に遺されている。(『台湾山砲戦記 南十字の星のもと』蓬莱山吹会発行)

山砲兵第四十八連隊は、十五年戦争時、中支、南支、海南島、フィリピン、インドネ

シアと転戦し、終戦をインドネシアの小スンダ諸島駐屯中に迎えるが、補充隊の一部は、一九四三年一月一八日独立混成第二十三旅団(純兵団)の砲兵隊に編成され、敗戦を南支、広東の近くで迎える。純兵団に組織された台湾軍山砲兵の元兵士が戦記の中で、『娘子軍の処理』として日本軍「慰安婦」の終戦時の処遇について述懐している。

「中国人の娘子達は中国軍に判らない様に車二台に寝かせ、荷物と共に外側に日本兵が人垣を造って立ち、目立たない所で儲備券(中国紙幣)を渡して、三々伍々解散させた。

日本人、朝鮮人は、日本在留邦人引揚者収容所に移送した。勿論儲備券も十分渡してやった。」(『台湾山砲戦記』～純兵団戦記「娘子軍の処理」蓬萊山吹会発行)

戦争の間は、弾の飛び交う激戦地にまで女性たちを連れ回しておきながら、敗戦と共に多少の金品を与えただけで、日本軍は女性たちを事実上、その地に遺棄してしまった。

戦争がもたらした人間の狂態も女性たちの身に降りかかる惨禍も、その後もやむことはなかった。

村上貞夫氏の書簡の中でも、他の引揚記録にも記述されているが、日本在留邦人引揚者収容所において旧ソ連兵の暴行から「一般婦女子を守る防波堤」に慰安婦の経歴を持つ女性たちが、供せられた。最後の最後まで、同じ人間、女性でありながら、彼女たちは性暴力の前面に押しやられ、盾とされた。

そのやりかたは、日本内地においても同様だった。筑豊の炭鉱では、日本の敗戦で、一夜にして戦勝国となった強制連行の中国人労務被害者の暴動を抑え、宣撫目的のため、田川の栄町に在った二軒の遊郭「一見楼」「豊泉閣」の女性をあてがったという事実がある。ここでも 醜業婦 と蔑まれた女たちが、「一般婦女子を守る盾」とされた。